

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

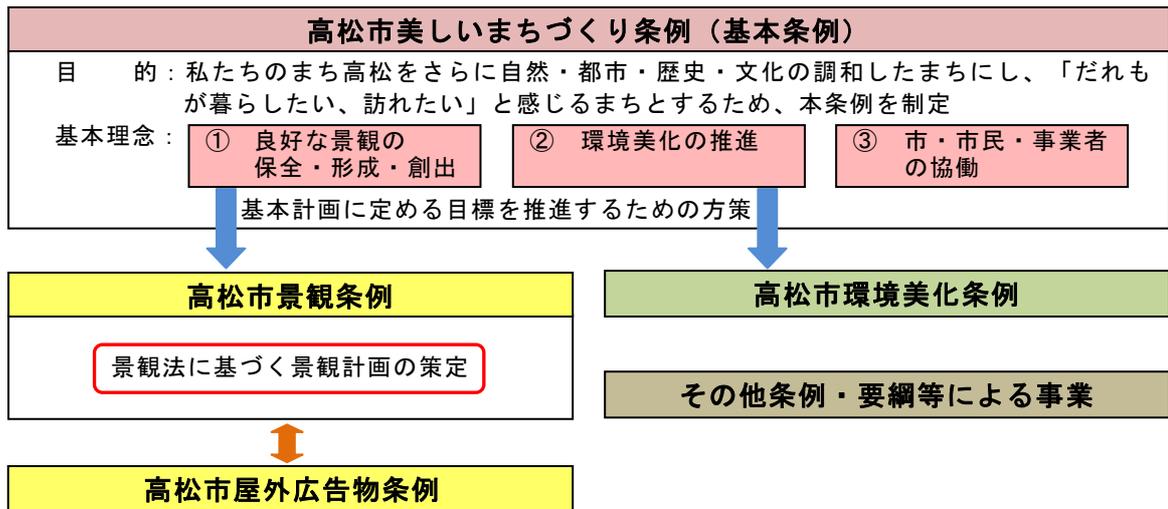
事務事業名		美しいまちづくり推進事業				事業開始年度		平成20年度									
上位施策名		地域に即した都市景観の創出				担当局		都市整備局									
根拠法令等		景観法、屋外広告物法、都市計画法など				担当課		都市計画課									
実施の背景		良好な都市景観を保全・形成・創出するため、景観形成と環境美化の施策を総合的かつ計画的に推進する基本条例を制定し、それに基づく基本計画を策定し、美しいまちづくりを推進する。															
目的 (どのような状態にしたいのか)		自然・都市・歴史・文化の調和した「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちの実現に向け、建築物や屋外広告物等の形態や意匠等に規制・誘導を行い、ゆとりと潤いのある美しいまちにする。															
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	高松市全域															
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物、工作物の新築等及び開発行為については、高松市景観計画に定める景観形成基準に適合するよう、景観法に基づく行為の届出の提出を義務付け、美しいまちづくりアドバイザーの指導及び助言に基づき、景観形成基準の適合性を審査している。 ・高松市内で屋外広告物を設置・表示する場合は、一部の屋外広告物を除き、高松市屋外広告物条例に基づく許認可事務を行っている。 ・高松市屋外広告物条例の改正に伴い、改正後の基準に適合しなくなった屋外広告物に対し、新たな基準に適合するための改修等に要する経費に対して、段階的な補助率を設けた補助制度を創設し、最大200万円の補助を行っている。 															
	関連事業 (同一目的事務事業等)	屋外広告物対策事業															
コスト			27年度(予算)		26年度(決算)		25年度(決算)		24年度(決算)								
	事業費合計		63,055	千円	27,528	千円	8,388	千円	3,309	千円							
	事業費内訳 (平成26年度分)		景観審議会(2回)				163千円										
			まちづくりアドバイザー派遣費				229千円										
			既存不適格広告物改修等補助金				19,840千円										
		屋外広告物管理システム改修				6,156千円											
		その他				1,140千円											
人件費		1.95	人	7,381	千円	1.95	人	7,381	千円	2.90	人	7,240	千円	2.90	人	7,443	千円
総事業費		77,448 千円		41,921 千円		29,384 千円		24,894 千円									
財源内訳	国県支出金																
	地方債																
	その他特財																
			その他特財の内容														
	一般財源		77,448	千円	41,921	千円	29,384	千円	24,894	千円							
財源合計		77,448 千円		41,921 千円		29,384 千円		24,894 千円									

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	美しいまちづくり推進事業			事業開始年度	平成20年度	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	高松市の面積	km ²	375.20	375.20	375.14	
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	美しいまちづくりアドバイザーによる事前協議における指導及び助言件数	件	127	197	113	
成果目標 (目標設定理由等)	高松市全域において、地域に即した美しいまちづくりを推進し、誰もが暮らしたい訪れたいと感じる美しいまちを創出する。					
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	都市景観に関する満足度	%	25.9	27.1	25.0	
	景観条例に基づく届出適合率	%	100.0	100.0	97.0	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>一定規模以上の建築物等における、景観条例に基づく届出については、昨年度、一昨年度と基準適合率が100%となっていることから、良好な景観形成が図られている。</p> <p>また、屋外広告物については、規制対象区域の市域全体への拡大や、色彩基準の導入などを柱とする「高松市屋外広告物条例」の改正を行ったことから、新基準に適合しなくなった既存不適格広告物の早期改修が求められており、既存不適格広告物改修等補助制度が、積極的に活用されるよう、周知・啓発を実施する。</p>					
住民意向分析	平成21年度の基礎調査より、8割強の市民が、高松の風景・街なみに誇りや愛着を感じ、自然・歴史景観の保全及び道路や公園などの緑化や清掃活動が必要と思っている。					
類似都市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観誘導を実施している中核市は、42都市中37都市である。 ・屋外広告物の規制・誘導は、権限移譲により、すべての中核市で実施している。 ・既存不適格広告物の改修等補助制度は、都道府県、政令市、中核市の11都市で実施している。(補助制度策定時) 					
備 考						

美しいまちづくり推進事業

○美しいまちづくりへの取組



□高松市景観条例について

- ・目的
高松市美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、景観の保全、育成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的とする。
- ・施策
高松市景観計画の策定…景観形成に関し必要な事項を定める。
↓
一定規模以上の建築物等の意匠等に関する規制 ← 景観法に基づき行為の届出を義務化

□高松市景観計画について

- ・景観計画区域
高松市全域を「一般区域」として指定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定している。
- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるために、区域毎に届出対象行為を定め、その行為に該当するものについては、本計画に定める景観形成基準に適合する必要がある。
- ・景観形成基準適合の審査
高松市景観条例により、上記の行為を行おうとする者は、事前協議を行う必要がある。この事前協議が提出された際、**高松市美しいまちづくりアドバイザーの指導及び助言**を基に、景観形成基準の適否を判断している。

地 域 区 分		地区指定範囲の考え方
一般区域 (景観ゾーン)	市街地景観ゾーン	平成5年に制定した都市景観条例では、市全域を対象として、大規模建築物等の規制・誘導に取り組んできたことから、景観法に基づく景観計画区域についても、高松市全域を「一般区域」として指定します。 (地先公有水面を含む)
	田園居住景観ゾーン	
	山地・丘陵地景観ゾーン	
	海・島しょ景観ゾーン	
景観形成 重点地区	栗林公園周辺地区	栗林公園周辺（500m範囲）の区域
	仏生山歴史街道地区	仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域
	都市軸沿道(11・193号等)地区	サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲

美しいまちづくり推進事業

□高松市美しいまちづくりアドバイザー制度

- ・ 目的
美しいまちづくりに関する指導、助言等を行う
- ・ 業務
 - 1) 美しいまちづくりに関する講演会、勉強会、ワークショップ等における講演及び助言
 - 2) 市民等による美しいまちづくりに関するルールづくりにおける指導及び助言
 - 3) 高松市景観条例に定める事前協議における指導及び助言
 - 4) その他市長が必要と認める業務

・ 活動実績及び事業費

年 度	景観条例に基づく事前協議 ³⁾		事業費
	回数	件数	
24年度	12回	113件	258千円
25年度	12回	197件	229千円
26年度	12回	127件	229千円

□屋外広告物条例について

- ・ 目的
屋外広告物の表示等に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

- ・ 施策
屋外広告物の意匠・形態・色彩に関する規制

↓
条例改正（平成26年4月1日施行）
規制地域を市域全域へ拡大
色彩規制の導入 など

改正前に適法に設置・表示されている屋外広告物で、改正後の新しい基準に適合しなくなった広告物（既存不適格広告物）には改修等の費用に対し、**補助制度を創設**

□既存不適格広告物改修等補助制度について

- ・ 目的
美しいまちづくりの実現に向け、既存不適格広告物の広告主等に対し、改修等に要する経費を補助することで、早期改修等を目的とする。
- ・ 補助金の額

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \leq \text{補助限度額}$$

1,000円未満の端数は切捨となります。

交付決定年月日	《一般的な区域》		《特別な区域》	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
平成25年9月27日～平成28年3月31日	2/3	66.6万円	100%	200.0万円
平成28年4月1日～平成31年3月31日	1/2	50.0万円	2/3	133.3万円
平成31年4月1日～平成36年3月31日	1/3	33.3万円	1/2	100.0万円

（※1）高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区に限る。
（※2）4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域は除く）をいう。
■補助対象経費は、既存不適格広告物の改修等に係る経費とし、次に該当する経費は含みません。
（1）品質の向上及び形状の拡大等に要する経費
（2）改修等に伴う許認可に要する経費

- ・ 交付実績

年 度	補助件数		交付金額
	一般的な区域	特別な区域	
25年度	1件	1件	886千円
26年度	10件	9件	19,840千円